<廃棄物該当性の判断における総合判断説とは>

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

- ①物の性状 品質を満足し、生活環境の保全上の支障発生の恐れがないこと
- ②排出の状況 品質管理され、需要に沿った計画的なものであること
- ③通常の取引形態 市場が形成されており通常廃棄物として処理されていないこと
- ④取引価値の有無 有償譲渡で、客観的合理性があること
- ⑤占有者の意思 適切に利用し、有償譲渡の意思が認められ、または放置、処分 の意思が認められないこと

ふるい下残さ(廃棄物)か、資材として扱えるかを判断する重要なポイントです!



<ふるい下残さの法的要件>

環廃産第110329004号

平成23年3月30日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長殿 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について(通知) 建設廃棄物処理指針(平成22年度版) 抜粋

【安定型産業廃棄物の取扱い】

安定型産業廃棄物のように見える物であっても、排出から処分までの間に安定型産業廃棄物以外の物と接触し、又は混在したこと等によりこれらが付着又は混入しているおそれがあるもの、廃棄物となる際に安定型産業廃棄物になる物とならない物から成る複合材が廃棄物となったもの(例えば木片や木材繊維を含むセメント板、紙粉を圧縮した後にセメントで固めたもの)、建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別した際に生じた残さ(いわゆる「ふるい下残さ」)は、安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。

【建設混合廃棄物の取扱い】

建設工事から発生する廃棄物で、安定型産業廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類等)とそれ以外の廃棄物(木くず、紙くず等)が混在しているものを建設混合廃棄物という。この処理にあたっては、総体として安定型産業廃棄物以外の廃棄物として取り扱い、中間処理施設又は管理型最終処分場において適切に処理しなければならない。

なお、建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別(手、ふるい、風力、磁力、電気等を用いる方法により)し、熱しゃく減量を5%以下とした場合、当該廃棄物は安定型産業廃棄物として取り扱うことができるが、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が5%まで含まれていてもよいということではないことに留意する。

建設廃棄物を選別設備で選別した結果、熱しゃく減量を5%以下とした安定型産業廃棄物を、埋立てまでの間に、紙くず、木くず、繊維くず等安定型廃棄物以外の廃棄物が付着混入することがないようにした場合に限り、当該選別物は安定型最終処分場で処分することができる。選別しても、安定型産業廃棄物に該当しないものは、管理型最終処分場で処分すること。

安定型産業廃棄物以外の廃棄物は、地中にある空間を利用した埋立処分を行ってはならない。

排出事業者の皆様へ

委託している処理業者は大丈夫ですか?

排出事業者は最終処分が終了するまで、産業廃棄物の 適正処理の確保のための措置を講じなければなりません。 そのためには信頼できる処理業者に委託する ことが最も重要です。

処理業者チェックの3原則

- 1. 許可品目・処理能力を確認していますか?
 - 委託する産廃業者の処理能力は大切なポイントです。処理能力が ないのに大量に廃棄物を受け入れると不適正処理に繋がります。
- 2. 二次処理先委託の実績を確認していますか?
 - 石膏ボードの委託先や、ふるい下残さなどの管理型産廃の委託先、 委託実績があるか確認が必要です。もし確認ができない場合は、 不適正処理に繋がっている恐れがあります。また、委託契約書に 記載されていない二次処理先に搬出していないかも合わせて確認 しましょう。
- 3. 品目別に適正な搬出量が確認できますか?
 - 石膏ボードやふるい下残さなどは受入量に見合った量が、適正に搬出されているか確認してください。

建廃協では、

「自主管理システム」と 「ふるい下残さ適正処理ガイドライン(案)」 で適正処理を担保します



建設廃棄物協同組合 TEL:03-5159-8171

安心・安全な廃棄物処理のために!建廃協の取り組み

建設廃棄物協同組合「自主管理システム」

建設廃棄物協同組合では、処理の信頼性確保のため、二次処理先の実 名・委託量を公表する「自主管理システム」を構築し、日建連とともに実績 データの検証を行っています。

自主管理システムによる施設確認のポイント!

- 受入量と処理能力は適正か?
- 受入量と搬出量の整合性はあるか?
- 二次処理先は適正か?委託契約書通りか?
- 石膏ボードやふるい下残さは適正量処理されているか?
- 管理型埋立処分場へ適正量委託されているか?
- 有価物は本当に価値があるものとなっているか?
- ・ 工場は適正に稼働し、処理・管理されているか?





品目別仕様先別搬出実績

						東明興業権	拿式会 社
大品目	中品目	仕様先	M. T. E (m)			品目別療出	
			マテリアル	サーマル	エミッション	数量 (m)	
がれき類	コンクリートがら	日本舗材	645.00				
	アスファルト・コンクリートがら	アワノ総合	1,430.00				
	その他 がれき類	日本道路	51.50				
		オオマツ興業					
		北関東環境					
		亀井座寨	7.00				
衹	組くず	会子商事	1,291,00			2,133.50	15.18
< .	紙くす (ダンボール)	液子除學	41.00				
à.	裁くす (タンホール)	源東	41.00			1.332.00	9.48
	木くず (再生可像)	新工本		2.443.00		1,552.00	9.40
木くず	木くず (再生不可)	ナコード		372.00			
	生木、松林、桃相、秋木	の"イオマス群馬		434.00			
	married in the latest married in the same	菱光度車		930.00		4.179.00	29.74
陶ガー芸界	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	三菱マテリアル	86.00				
	ガラスくず	埼玉県環境			43.00		
	ロックウール						
	グラスウール						
	岩綿吸音版						
	陶磁器くず						
	ALC (再生可能)					129.00	0.92
ポ石 ド音	庚石膏4°→1°(未使用端材) 康石膏4°→1°(加以付。付着なし)	ナコード ギブロ	134.00				
	廃石膏ポード(別は付、付着なし) 集石膏ポード(岩鏡吸音板付)	キジロ	1,054.50				
	廃石膏# - ト (石縁収育依行) 廃石膏# - ト (水濡れ、付着物有り)	百野石賞 小名案吉野					
	康石膏4°-1°(砒素含有)	你有所自野 協合環境				1.188.50	8.46
	廉プラスチック語	三妻マテリアル				1,100.00	0.40
庚ブラ	楽プラスチック類 (硬質)	Vmark					
	廉プラスチック類 (軟質)	三光音事			78.00		
	塩ビ管(再生可能)	リファイン	33.00				
		大水産業	184.00				
		大青工業			114.00		
		日鉄住金					
		金子高事					
		Sリサイクル	159.00				
	I						
	金置く ず	and the same of				568.00	4.04
金属< す	重備くす	新井商店 高橋金属	8.00				
		典標室裏 中田屋	1,254.00				
	I	中田屋 丸二高店	1,254.00				
		東下商店	278.00				
	消火器	東京都環境	2.0.00			1.697.00	12.08
< 48	雑雑くず	三島谷典産				.,	
子施	繊維くず(畳)	都整		18.00		18.00	0.13
混合廃棄物	安定型混合庚棄物	北関東環境	810.00				
	l	大青工業			253.00		
		太平洋セルト	202.00				
	管理型混合庚棄物	トクヤマ		100.00			
		三菱マテリアル		234.00			
		ツネイシカムテクス		284.00			
		東京篠海		47.00			
		オリックス資源		217.00			
		三光商事					
		仙台環境	423.00		39.00		
		三島谷興産	423.00				

自主管理システムでの開示例

総受入量に対して、石膏ボードやふるい下 残さの二次処理委託量(有償売却含む)量 は、受け入れる廃棄物の質(新築工事、解体 工事の割合の違い等)や処理施設の内容に より異なります。おおよそですが、

- ・石膏ボードで10%強程度
- ・ふるい下残さで5%弱程度

がそれぞれ二次委託されてます。 それらが全く搬出されていないのは??



「ふるい下残さ」とは 建設混合廃棄物の選別処理において生じる 残さで、概ね10mmアンダーのふるい目を通 過した土砂混じりのもの。安定型廃棄物とし て取り扱えない管理型混合廃棄物。

ふるい下残さ適正処理ガイドライン(案)

建設廃棄物協同組合では、処理の信頼性確保のため、「自主管理システム」と合わせ、「ふるい下残さ適正処理ガイドライン(案)」を策定しました。総合判断説により廃棄物として判定される場合には、ふるい下残さとして取り扱います。

ふるい下残さの一般的な適正処理方法例

- •管理型埋立処分
- ・セメント原料として再資源化
- •再生砕石の粒度調整材(概ね5%~10%程度の添加)として再資源化
- ・溶融スラグとして再資源化

など

ガイドラインに示す廃棄物該当性判断のポイント!

資材として単独利用するためには、下記項目を満たさなければなりません。

■環境的要素(物の性状・排出の状況)

目視による異物混入がないこと

熱灼減量 5%以下またはTOC 5%以下、溶出水のph5.8~8.6であること 石膏粉、アスベストが混入していないこと

重金属混入が土壌環境基準を満たしていること

長期にわたり保管、堆積されないこと(即時利用)

品質管理された商品であること

■経済的要素(取引価値の有無)

有用物であり、かつ、有償譲渡が明確になっていること(売買契約書) 買取先に運搬費、保管費などの名目で料金を支払っていないこと 自社工場渡しで、有償譲渡がされていること

運搬は自社にて行うこと

客観的に合理性があること

■取引形態

使用目的が明確であり、確実であること 広く資材としての市場が形成されていること



茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川の1都6県は、ふるい下残さ単独 での埋め戻し等による資材利用を認めていません。

・・・平成25年8月建廃協アンケート結果